

平成 19 年 12 月 25 日

各都道府県障害福祉担当課  
精神保健福祉担当課長 様

特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会  
理事長 大場俊孝  
(公印省略)

## 精神障害者社会適応訓練事業の拡大に関する要望書

貴職におかれましては、精神障害者の福祉施策の発展にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

当会は、精神障害者社会適応訓練事業に協力して当事者の方たちを職場に受け入れてきた小規模な民間企業で構成する団体です。社会適応訓練事業に協力する一方で、働く意欲と能力があるにも関わらず就労できない精神障害者の現状を、少しでも前進させるために全国組織を結成し、研修会を開催するなどの活動を行ってきました。

精神障害者の雇用促進策については、平成 18 年 4 月から障害者雇用率の算定対象となるなど、大きな前進が見られました。また、自立支援法においては就労支援が大きな柱となっております。ここにきてようやく、精神障害者への就労支援が、福祉施策と雇用施策の連携のもと進められる状況を迎えようとしており、たいへん期待しております。

精神障害者社会適応訓練事業は、昭和 57 年に国の補助事業として始められた「通院患者リハビリテーション」にその起源を有しています。民間企業を活用した実際の職場での訓練であり、医療と連携し精神障害者に特化しているという点で、わが国で唯一の精神障害者のための実践的職業リハビリテーション事業として、長らく精神障害者の就労支援においても中心的役割を果たしてきました。

精神障害者の職業参加をすすめるためには、実際の職場の活用、枠組みとして 1 対 1 の関係のなかでの教育・訓練・支援、就労後においても長期にわたる職業上、生活上の継続的な支援が不可欠であることが、ここ 30 年以上にわたる実績から明白な事実として示されています。そうしたことを実際に担ってきたのが、社会適応訓練事業であり、私ども協力事業所です。

このような意義のある社会適応訓練事業が、平成 15 年に一般財源化されたことを契機に、一部の自治体において縮小されるなど、我が国の精神障害者施策の方向に逆行するような傾向が見え始めており、当連合会では今後の社会適応訓練事業の行方をたいへん憂慮しております。

精神障害者の就労・雇用の実を挙げるためには、全国に約 7,400 か所ある社会適応訓練事業の協力事業所を活用することが必要不可欠です。

つきましては、社会適応訓練事業の拡大・発展についてご検討いただくと同時に実績ある同事業の協力事業所を有効活用することにより、精神障害者の雇用・就業のさらなる促進をはかられますよう、下記によりお願いいたします。

なお、厚生労働省に対して12月10日に要望を行いましたので、ご報告いたします。

## 記

(都道府県宛)

1. 精神障害者社会適応訓練事業の予算を増額してください
2. 「障害者福祉計画」の中に精神障害者の職親事業所の活用を明記してください
3. 障害者自立支援協議会の中に職親事業所を加えてください

### 【参考】

(厚生労働省障害保健福祉部宛)

1. 精神障害者社会適応訓練事業を障害者自立支援法の市町村事業に位置づけてください
2. 精神障害者社会適応訓練事業協力事業所(職親事業所)の実態把握を行い、精神障害者の受け入れ条件についてのニーズを把握し、よりよい事業に改善してください

(厚生労働省障害保健福祉部及び障害者雇用対策課)

3. 障害者就業・生活支援センターを増やし、同センターに精神保健福祉士を配置してください

(厚生労働省障害者雇用対策課宛)

4. 来年度予算概算要求で示されている「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」制度を実現してください
5. ハローワークに、精神保健福祉士を配置してください
6. 労働政策審議会の障害者雇用分科会に、精神障害者の雇用に長期にわたり経験の多い職親事業所の代表を参加させてください

以上

連絡先：〒169-0075 新宿区高田馬場4-23-13  
株式会社ストローク内  
TEL03-3363-9290 / FAX03-3362-9377  
担当者 金子 鮎子